事務事業ID
0856

平成 30 年度

事務事業評価シート

平成 30 年 5 月 31 日作成

事務事業名	芸術文化活動支援事業			☐ 実施計画登載事業	☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	03 豊かな心を育む人づくりの推進		事業期間	予算科目	
	施策名	14 生涯学習の推進		☐ 単年度のみ	会計 / 款 / 項 / 目 / 事業	
	基本事業名	03 学習活動の促進		☑ 単年度繰返（開始 不詳 年度～）	01 / 10 / 05 / 03 / 01	
	根拠法令				事務事業区分	
所属	部課名	教育委員会事務局生涯学習課		☐ 期間限定複数年度【計画期間】 年度 ～ 年度	A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 (E) 一般（A～D以外）	
	課長名	熊谷善男		※全体計画欄の総投入量を記入		
	係 名	芸術文化係	電話 0192-27-3111			
	担当者	村上正展	内線 290			

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

市民の芸術文化活動を支援する事業。主な業務は、市民芸術祭の開催。
事業費は、市民芸術祭実行委員会への開催費補助等に支出される。

全体計画（※期間限定複数年度のみ）

総投入量（千円）			
事業費	財源内訳	国庫支出金	
		都道府県支出金	
		地方債	
		その他	
		一般財源	
	事業費計（A）		0
人件費	正規職員従事人数		
	延べ業務時間		
	人件費計（B）		0
トータルコスト(A)＋(B)			0

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

前年度実績（前年度に行った主な活動）
・市民芸術祭
・社会教育指導員の配置

今年度計画（今年度に計画している主な活動）
市民芸術祭

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

市民芸術祭実行委員会

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

円滑に事業を運営してもらう。

④結果（基本事業の意図：上位の基本事業にどのように貢献するのか）

芸術文化活動を行ってもらう。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	市民芸術祭事業数	事業
イ		
ウ		

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
カ	市民芸術祭実行委員数	人
キ		
ク		

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
サ	市補助金額	千円
シ		
ス		

(2) 総事業費・指標等の推移

			単位	27年度（実績）	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度（目標）	31年度（目標）	32年度（目標）
投入量	事業費	財源内訳 国庫支出金	千 円						
		都道府県支出金	千 円						
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
		一般財源	千 円	3,686	3,193	2,081	1,300	1,200	1,200
		事業費計（A）	千 円	3,686	3,193	2,081	1,300	1,200	1,200
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	2
		延べ業務時間	時 間	504	648	600	600	600	600
		人件費計（B）	千 円	2,016	2,592	2,400	2,400	2,400	2,400
	トータルコスト(A)＋(B)		千 円	5,702	5,785	4,481	3,700	3,600	3,600
⑤活動指標		ア	事業	35	34	31	33	34	34
		イ							
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	70	66	32	33	33	33
		キ							
		ク							
⑦成果指標		サ	千円	1134	1082	1081	1300	1200	1200
		シ							
		ス							

（大船渡市）

事務事業ID	0856	事務事業名	芸術文化活動支援事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

活動成果を発表・展示する機会を提供し、市民の芸術文化創造活動を奨励・支援するため。昭和30年度開始。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

大船渡市芸術文化振興事業推進委員会及び市民創作活動等助成事業は、平成2年に大船渡市ふるさと創生事業の一環として実施する芸術文化振興事業をより積極的に推進するために設置された委員会であり、創作活動に対する助成であるが、設立から25年が経過し、すでにふるさと創生事業が終了していることから、同委員会及び助成事業は平成27年度末をもって廃止とした。平成29年度より大船渡市芸術文化協会の事務局を移管し、社会教育指導員が不要となったため現在は正職員のみの対応となっている。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

出演者・出品者数、参観者数が減少し、特にも若者世代の参加が少ない。若者の出品、参観を増やす方法を検討すべきとの意見がある。

2 評価の部（SEE）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】	芸術文化活動を支援することは、豊かな心を育む人づくりの推進に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】	芸術文化の全市的な均衡ある発展のために、市が活動成果を発表・展示する機会を提供し、創作活動を奨励・支援する必要がある。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】	市芸術文化協会加盟団体を中心とする活動の発表・展示となっているが、さらに参加団体、個人を拡大する必要がある。
有効性評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	・市民が興味を持つようなPRに努め、出演者数、出品数、参観者数を増やす。 ・複数部門によるジョイント開催の取り組みにより、参加団体の経費の縮減や効果的な事業運営が期待できる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☑ 影響有 ⇒【その内容】	活動成果を発表・展示する全市規模での機会であることから、事業を廃止した場合は、芸術文化の振興に影響がでる。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】	事業費は部門への開催費用の一部補助であり、削減された場合は事業に大きな影響がでる。
	⑦ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】	大船渡市芸術文化協会の事務局を移管したため、社会教育指導員の配置を廃止し、総合美術展開催時等以外は、1名の職員で関係団体との連絡調整等を行っており、これ以上の削減は難しい。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】	市民芸術祭の発表・展示に係る費用にあてるため、各部門では入場料や参加料を徴収している。市では、費用の一部を補助している。

3 今後の方向性（次年度計画と予算への反映）(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

1 現状維持
2 改革改善（縮小・統合含む）
3 終了・廃止・休止

総合美術展を市民体育館での開催、三陸地区文化祭を三陸公民館での開催にしたことにより、児童生徒作品展などが大幅に出品者、作品数を伸ばしたものの、他の部門では、出品者、出演者の高齢化が問題となる部門が増加している。

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

市民が興味を持つようなPR等に努める。市芸術文化協会加盟団体に限らず、非加盟サークル等新たな参加団体人材の掘り起こしのためにも開催方法の工夫は今後も必要と考えられる。
開催期間については拡大を望む声がある反面、参加部門からは、すでに部門で固定化している開催時期の変更が難しい、会場の確保が困難である等の課題があげられており、充分な検討が必要と考えられる。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持	●		×
低下		×	×

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

1 現状維持
2 改革改善（縮小・統合含む）
3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市芸術文化協会に加盟していない団体・グループ、個人への支援が十分なされているとは言い難い状況であり、市長部局が所管する芸術文化振興施策との統合が必要である。